

厚岸町議会 第4回定例会

令和元年12月13日
午前10時00分開議

- 議長（堀議員） ただいまから、令和元年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程に先立ち表彰の伝達を行います。
11日に欠席しておりました中川議員が本日出席しておりますので、全国町村議会議長会創立70周年記念表彰の伝達を行います。
中川議員は演壇前までお進みください。
- 議長（堀議員） 表彰状、北海道厚岸町中川孝之殿。あなたは永年にわたり町村議会議員として地域社会の発展を及び住民福祉の向上にささげました。よって本会創立70周年を記念して表彰します。令和元年11月13日、全国町村議会議長会会長松尾文則。
- 中川議員 ありがとうございます。（拍手）
- 議長（堀議員） 以上で表彰の伝達を終わります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、4番、音喜多議員、5番、南谷議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 令和元年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時02分休憩
午後1時21分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。
日程第2、議案第88号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算、議案第89号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第90号 令和元年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第91号 令和元年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第92号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第93号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第94号 令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第95号 令和元年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第96号

令和元年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上 9 件を再び一括議題といたします。

本 9 件の審査については、令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

10番、大野委員長。

- 委員長（大野委員長） 令和元年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第88号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算外 9 件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここに、ご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（堀議員） はじめに、議案第88号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（な し）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第89号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（な し）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第90号 令和元年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第91号 令和元年度厚岸町下道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第92号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第93号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第94号 令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第95号 令和元年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第96号 令和元年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 日程第3、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（福田係長） 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記以下を次のとおり提出する。令和元年12月11日、提出者、厚岸町議会議員竹田敏夫、賛成者、厚岸町議会議員大野利春、同じく室崎正之、同じく佐藤淳一。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには植えて育てて切って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要がある。森林の整備を進め木材を積極的に利用していくことは山村地域を中心とする雇用所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するのもであり、厚岸町初め道内各地域では森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け森林整備事業及び地産事業や林業成長産業化、総合対策事業等を活用し植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みが進められてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境贈与税を活用した地域の属性に応じた森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用による林業木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実強化を図ることが必要である。

よって国においては次の措置を講じるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため森林整備事業及び地産事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林整備事業の都道府県市町村負担分の記載を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じ林業木材産業の成長産業化を実現するため地域の実情を十分に踏まえ森林整備から木材の加工流通利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和元年月日。北海道厚岸郡厚岸町議会議長堀守。参考送付先、衆議員議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

●議長（堀議員） 提出者であります竹田議員に提案理由を求めます。

1番、竹田議員。

●竹田議員 ただ今、朗読をいただいたとおりであります。議員各位に対しまして深いご理解をいただきご賛同いただきますよう心からお願いを申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（堀議員） 日程第４、総務産業常任委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会が閉会中に行った先進地行政視察についての報告書が委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑討論を省略し本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（堀議員） 日程第５、厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

今般、厚生文教常任委員会が閉会中に行った先進地行政視察についての報告書が委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑討論を省略し本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（堀議員） 日程第６、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会において行った所管事務についての調査報告書が厚岸町議会会議規則第77条の規定により委員長から提出されております。この際、委員長に対する質疑討論を省略し本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（堀議員） 日程第７、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり各委員長か

ら提出されております。

お諮りいたします。本申出書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（堀議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、令和元年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

午後1時34分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和元年12月13日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員